

次のとおり公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年（2022年）5月13日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 事業名

北の縄文体験メニュー等造成事業委託業務

(2) 業務の目的

道は、令和3年（2021年）3月に「北海道における縄文世界遺産の活用のあり方」（以下「あり方」という。）を策定し、北海道の縄文遺跡を中核としたまちづくりなどの取組を進めていくこととしており、令和3年（2021年）7月の「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産への登録実現を受け、その効果を地域の賑わいの創出に繋げていく必要がある。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光需要の減少などにより、世界遺産登録の効果は限定的となっていることから、ポストコロナを見据え、地域の自然や文化財などの地域資源と連携させながら、世界レベルの価値創造に対応した縄文文化に関する体験メニューやモデルコースなどのコンテンツを磨き上げ、たくさんの方が訪れたいと思う地域づくりを推進する必要がある。

このため、あり方で定められたキャッチフレーズ「未来へつづく、一万年ストーリー。」をコンセプトに、道内の「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産及び関連資産を対象とした体験メニューの造成、及びインフルエンサー等による北の縄文周遊旅行モデルコースでのモニターツアーを実施し、第三者による評価を通じて、世界レベルの価値創造に対応した縄文文化に関するコンテンツの磨き上げを目的とする。

(3) 業務の内容

ア 北の縄文体験メニュー及び周遊旅行モデルコースの企画

(7) 北の縄文体験メニューの企画業務

体験メニューを、以下の条件で企画

a メニュー共通事項（eを除く）

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産、関連資産及び遺跡ガイダンス施設で体験可能であること。

b 令和5年度（2023年度）に北海道で開催予定のアドベンチャートラベル・ワールドサミット（以下「ATWS」という。）での出展を意識した、北海道の自然の強みを活かした内容であること（1種類）。

c 縄文文化をはじめ続縄文文化や擦文文化、アイヌ文化など北海道ならではの歴史を知ることができる内容であること（1種類）。

d 北海道の縄文文化への理解を促進させる内容であること（1種類）。

e 北海道の縄文文化を題材とした食事を提案すること（昼食：1食分）。

※上記メニューの造成にあたっては、関係市町や二次交通事業者といった地域関係者及び道内の縄文関係団体からの意見を取り入れるなど、観光ニーズと地域の視点を反映すること。

(イ) 周遊旅行モデルコースの企画業務

「北海道・北東北の縄文遺跡群」に関連した周遊旅行モデルコースを、以下の条件で企画

a 実施場所

「北海道・北東北の縄文遺跡群」のうち、構成資産及び関連資産が所在する函館市、千歳市、伊達市、洞爺湖町、森町を含む道内周辺市町村

b 実施日程

令和4年（2022年）9～10月（2泊3日の日程）

c 訪問先及び体験メニュー

- (a) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」のうち、道内に所在する構成資産及び関連資産（全7箇所）

※関連資産についてはガイドンス施設のみを訪問先対象とする。

- (b) 民族共生象徴空間（ウポポイ）
- (c) 上記(7)a～eで造成したメニュー

※上記コースの造成にあたっては、関係市町や二次交通事業者といった地域関係者及び道内の縄文関係団体からの意見を取り入れるなど、観光ニーズと地域の視点を反映すること。

※上記体験メニューと食事の提供に加え、交通機関の移動を含めたパッケージ旅行として企画すること。

- (ウ) 周遊旅行モニターツアーの実施

上記(7)及び(イ)を組み合わせた内容の旅行を、以下の条件で催行

a 参加者（モニター）として、国内の旅行会社のツアー造成担当者や発信力のあるインフルエンサー、地域の関与を促すコーディネーターとしての役割を担える個人を招聘すること。

ただし、6名を上限とする。

b 参加者の宿泊施設と移動手段を提供すること。

- (I) 意見交換会の開催及びアンケートの実施

a 意見交換会には、関係市町村（函館市、千歳市、伊達市、洞爺湖町、森町等）や旅行関連団体、二次交通事業者といった地域関係者、道内の縄文関係団体からの意見を取り入れるなど、観光ニーズと地域の視点を反映すること。

b アンケートはモニターツアー参加者を対象に実施すること。

イ 結果分析及び提案

- (7) 意見交換会の議論の取りまとめ

- (イ) 委託事業者以外の第三者を交えたアンケートの結果分析

- (ウ) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」を中心とした体験メニュー及び周遊旅行モデルコースの提案

- (I) 縄文遺跡群を活用した道内地域の交流と賑わいの創出に向けたブランディング提案

- (オ) 令和5年度（2023年度）に開催されるATWSでの出展を意識した提案

ウ 報告書等の提出

委託期間満了までに、上記(1)ウ及びエ並びに(2)を反映した報告書、委託契約に係る決算書を提出すること。

- (7) 納入成果物 (1)及び(2)の成果を取りまとめたもの

- (イ) 納入形態 事業報告書（概要版）及び事業報告書

①紙媒体：各3部 ②電子媒体：1式（CD-ROM等）

- (ウ) 納入期限 事業報告書（概要版） 令和4年（2022年）12月26日（月）

事業報告書 令和5年（2023年）1月13日（金）

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- (1) 委託事業者

単体の法人若しくは団体又は、複数の法人等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所有し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に存在すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に掲げる者（未成年者、被補佐人又被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない）でないこと。

- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- カ 暴力団関係事業者等でないこと。
- キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）
 - (イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
- ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合は除く）。
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条に規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ケ コンソーシアムの構成員が単体の法人又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。
- コ 団体においては、団体規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行っていること。
- サ 特定非営利活動法人の場合は、直近2年度分の特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所管庁へ提出していること。

3 応募の手続き

(1) 担当部局

北海道環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室（担当：梅田）
〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011-231-4111（内線24-145）
011-204-5168（直通）

(2) 資格審査申請書の提出期限、場所、方法、部数

- ア 提出期限 令和4年（2022年）5月24日（火）午後5時必着
- イ 提出場所 3(1)の担当部局と同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによる）とする。
- エ 提出様式 別添1のとおり
- オ 提出部数 1部

(3) 企画提案書の提出期限、場所、方法、部数

- ア 提出期限 令和4年（2022年）6月10日（金）午後5時必着
- イ 提出場所 3(1)の担当部局と同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによる）とする。
- エ 提出様式 任意様式とする。

※別紙「（標準様式）企画提案書」参考。

- オ 提出部数 6部（法人名等については、1部のみ記載し、残り5部については、それらを記載しないこと。また文中にも法人名等を記載しないこと。）

(4) 当該事業に関する質問は、電子メールで受け付けるものとする。

メールアドレス：kansei.bunka@pref.hokkaido.lg.jp

※「件名」に【質問：北の縄文体験メニュー等造成事業委託業務<企業名>】と明記し、本文に事業者名、担当職・氏名及び連絡先電話番号を記載した上で、質問事項を明記してください。なお、質問内容の趣旨等を確認させていただく場合があります。送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

4 企画提案説明書の交付に関する事項

(1) 交付期間

告示した日から令和4年（2022年）6月10日（金）午後5時まで

（交付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に

規定する休日を除く午前9時から午後5時まで)

(2) 交付場所

前記3(1)の担当部局と同じ。

なお、企画提案説明書等は、北海道のホームページ (<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/bns/jomon/2022proposal.html>) からダウンロードすることができる。

5 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

6 最良の提案をした者の選定方法

プロポーザル審議会において、企画提案者から企画内容、考え方の説明（ヒアリング）を受け、企画提案の審査基準に従った配点の上、特典及び特記事項等を勘案した審査を行い、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

なお、企画提案書の提出が6者以上ある場合には、審査会において、企画提案書の内容の審査及び評価を行い、当該業務の内容に適すると認められる5者のヒアリング審査参加者を選定する。

7 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

8 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

前記3(1)の担当部局と同じ

9 業務上の留意事項

(1) 受託決定後、企画提案の内容を基本として、北海道と受託者が協議し委託業務の内容を決定する。

(2) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

10 その他

(1) 資格審査申請書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) 詳細は、企画提案説明書による。